平成２３年（フ）第４３６９号
千葉県船橋市習志野台４―79―７　αＮＥＸＴ北習志野第一103、住民票上の住所千葉県船橋市薬円台４丁目12―７―102
債務者　菊地　聖子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３７１号
東京都練馬区東大泉６丁目22―12―101
債務者　米澤　靖夫
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７６号
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目14番21号
債務者　瀧本　史郎
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７７号
神奈川県大和市深見3866番地　平出荘201号
債務者　北原　隆英
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１５号
横浜市鶴見区上末吉４丁目12番８号　上台ハイツ202
債務者　伊藤　公平
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４２号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目38番29号　サンハイツ202号
債務者　飛鳥井一男
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４５号
横浜市泉区和泉町4535番地５　代沢ハイム101
債務者　馬場　浩二
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７３号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目２番11―203号
債務者　明星　範光
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７４号
横浜市港北区下田町２丁目７番34号
債務者　小花　麗子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８６号
横浜市南区宿町３丁目64番地２　加藤ビル401
債務者　阿久津早苗
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９６号
横浜市青葉区奈良５丁目22番地１　ライオンズマンションこどもの国408
債務者　山本　貞子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９７号
横浜市旭区今宿西町222番地２　ルイシャトレ鶴ケ峰509号
債務者　海老原順子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３０号
横浜市戸塚区汲沢３丁目16番９―101号
債務者　濱本　雄一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３１号
横浜市泉区和泉町4090番地８　グレイスマンション101号
債務者　阿部善一郎
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３５号
横浜市港南区芹が谷５丁目16番25号
債務者　中村　百恵
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３７号
横浜市港北区下田町３―11―20、住民票上の住所横浜市港北区下田町４丁目１番13―501号
債務者　川上トシ子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部